

2023年8月24日(第13号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 台湾弁護士 張 雅涵 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

I. 台湾法令アップデート

- ・ 「ジェンダー平等労働法」の改正
- ・ 企業結合届出規制の改正

II. 台湾法の「今」

- 一 企業結合届出規制の直近の改正及び今後の動向 台湾弁護士 吳 曉青

III. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<労働規制>

「ジェンダー平等労働法」の改正

[ポイント]ジェンダー平等の労働権の保障を目的とする同法について、大幅な改正が行われた。主な改正ポイントは、①法令名が「ジェンダー労働平等法」から、「ジェンダー平等労働法」に変更されたほか、②職権によるセクシャル・ハラスメントの定義及びそれに関する懲罰的賠償に関する規定の追加、③(雇用主に対する)セクシャル・ハラスメントの通報窓口の設置、通報体制の整備義務等が追加された。

(2023年8月16日に公布、5条2~4項、12条3、5~8項、13条、13-1条、32-1条~32-3条、34条、38-1条~38-3条は2024年3月8日より施行、その他は公布日より施行する。)

[原文] 性別平等工作法

<独占禁止法>

企業結合届出規制の改正

[ポイント]台湾では、企業結合届出に関する一連の規定について、改正がなされている。具体的には、公平交易法における企業結合届出規制の下位規定である「公平交易法第11条第1項を適用しない企業結合の類型」及び「公平交易委員会における企業結合届出案件に関する取扱原則」が改正され、「公平交易委員会における域外結合案件に関する取扱原則」が廃止された。各規定の具体的な改正内容は II. 台湾法の「今」 を参照されたい。

(「公平交易法第11条第1項を適用しない企業結合の類型」の改正は2023年6月28日、「公平交易委員会における企業結合届出案件に関する取扱原則」の改正及び「公平交易委員会における域外結合案件に関する取扱原則」の廃止は2023年6月30日に公布され、いずれも公布日より施行する。)

[原文] 「不適用公平交易法第11條第1項之結合類型」、「公平交易委員會對於結合申報案件之處理原則」、「公平交易委員會對於域外結合案件之處理原則」

II. 台湾法の「今」

企業結合届出規制の直近の改正及び今後の動向

台湾弁護士 吳 曉青

1. 台湾企業結合届出規制の概要

台湾公平交易法によれば、事業者が同法に定める届出の基準を満たす結合行為を行う際、主務官庁である台湾公平交易委員会(以下「TFTC」という。)に対し、事前に企業結合届出を行わなければならない(同法 11 条)。

台湾公平交易法に定める届出対象となる**結合行為**は以下の通りである(同法 10 条)。

- ① 合併
- ② 対象会社の株式の議決権・総資本の 3 分の 1 以上の取得
- ③ 対象会社の事業・資産の全部又は主要部分の譲受け
- ④ 対象会社の共同経営又は対象会社からの経営の委託
- ⑤ 対象会社の経営権又は人事任免権の支配(直接か間接かを問わない。)

また、かかる結合行為が下記のいずれかの基準を満たす場合には、TFTC に対する事前届出を行う必要がある(数値はいずれもグループベースとなる。以下「**現行届出基準**」という。)(同法 11 条)。

- ① 結合行為に関与する当事者の市場シェアの合計が 3 分の 1 以上となる場合
- ② 結合行為に関与する当事者のうち 1 社の市場シェアが 4 分の 1 以上となる場合
- ③ 結合行為に関与する当事者の直近会計年度における全世界での売上高の合計が 400 億台湾ドル(以下「NTD」という。)を超え、かつ、少なくとも当事者 2 社の台湾における売上高がそれぞれ 20 億 NTD を超える場合
- ④ 結合行為に関与する当事者全員が金融機関ではない場合、いずれか一方の当事者の直近会計年度における台湾での売上高が 150 億 NTD を超え、かつ、ほかの当事者の台湾における売上高が 20 億 NTD を超えるとき
- ⑤ 結合行為に関与する当事者のうち金融機関が含まれる場合、いずれか一方の当事者の直近会計年度における台湾での売上高が 300 億 NTD を超え、かつ、ほかの当事者の台湾における売上高が 20 億 NTD を超えるとき

2. 企業結合届出規制の直近の改正

TFTC は、2023 年 6 月 28 日に(1)「公平交易法第 11 条第 1 項を適用しない企業結合の種類」を改正し、6 月 30 日には(2)「公平交易委員会における企業結合届出案件に関する取扱原則」を改正するとともに、(3)「公平交易委員会における域外結合案件に関する取扱原則」の廃止を公布した。いずれも公布日より施行される。改正ポイントは以下の通りである。

(1) 結合届出不要の種類の追加

2023年6月28日に改正された「公平交易法第11条第1項を適用しない企業結合の種類」においては、下記の類型についてはTFTCに対し企業結合届出を行う必要がないものとして追加された。

- 外国事業者が台湾域外で合併企業を共同して設立又は運営する企業結合であり、かつ、当該合併企業は台湾域内で経済活動を行っていない場合

TFTCによれば、上記結合は台湾域内の市場との関連性が比較的低いため、届出不要の類型として追加された。また、「台湾域内で経済活動を行っていない」という要件について、具体的には、当該合併事業が行う経済活動が台湾域内の関連商品又はサービスの市場の供給又は需要に関わらないことであり、例えば、当該合併事業において製造された商品全てが台湾域外で販売される場合、又はその外国の親会社のみ販売する場合は、台湾域内の関連市場の供給又は需要に影響を与えない事例として挙げられている。また、TFTCの説明によれば、同条にいう「経済活動」とは、商品又はサービスの販売、見積りの提示、価格交渉、販売に関する売買、請負、委任等契約を締結するビジネス行為をいう。

(2) 簡易手続の適用対象の拡大

2023年6月30日に改正された「公平交易委員会における企業結合届出案件に関する取扱原則」においては、簡易手続を適用できる企業結合の種類として、台湾域内での関連市場への影響が比較的に低いことを理由に、下記4種類が追加された。

- ① 域外結合案件であり、結合の取引金額が25億NTDに達していない場合
- ② 水平結合案件であり、結合事業者の関連製品の直近会計年度における台湾での売上高の合計が2億NTDに達していない場合
- ③ 垂直結合案件であり、結合事業者の関連製品の直近会計年度における台湾での売上高がいずれも2億NTDに達していない場合
- ④ 結合される事業者の台湾における売上高がない場合

特に①について、従前は域外結合案件について、TFTCが管轄権の有無を個別に判断していたが、今般の「公平交易委員会における域外結合案件に関する取扱原則」の廃止により、台湾域外で行われる企業結合についても台湾域内の企業結合と同じ規制が適用され、TFTCは管轄権の有無を認定しないようになったことがポイントである。かかる廃止に伴い、TFTCは今までの域外結合案件審査の経験を踏まえて、台湾域内の市場への影響が軽微である取引金額の基準を定めたという背景事情がある。

3. 公平交易法の改正案

最後に、TFTCは2023年6月6日に、公平交易法の改正法案を公表し、同年8月5日までにパブリックコメントを募集した¹。当該改正法案において、企業結合届出、カルテル、TFTCによる立入調査など幅広い改正が盛り込まれている。企業結合届出基準について、基準の明確化、判断コストの低減を目的として、諸外国の立法例を参照し、市場シェア基準(すなわち、現行届出基準の①及び②)を削除し、結合事業者の売上高

¹ TFTC ウェブサイトの関連説明及び改正法案の中国語全文は下記 URL を参照されたい。

https://www.ftc.gov.tw/internet/main/forum/view.aspx?forum_id=466&forum_web_place=2

のみを届出基準(すなわち、現行届出基準の③、④及び⑤)とする改正が行われる予定である。

TFTC は今後パブリックコメントを踏まえて改正法案を検討し、立法院(国会に相当する立法機関)に提出する予定であり、その進捗を引き続き注目する必要がある。

以上

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第 25 回(中国メインランド): 2023 年 9 月 21 日(木)

テーマ未定

講師: パートナー弁護士 屠 錦寧

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

「台湾個人情報保護法の最新改正ポイント」

7 月 27 日配信

講師: 台湾弁護士 吳 曉青

「中国ハイブリッド法務～政治・経済・文化と法律の関係～」

7 月 5 日配信

講師: パートナー弁護士 射手矢 好雄

「中国の標準契約締結による個人情報の越境移転」

6 月 15 日配信

講師: スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

「中国の個人情報保護と越境移転」

5 月 31 日配信

講師: パートナー弁護士 中川 裕茂

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 張 雅涵 (yahan.chang@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com